

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
金融02	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し
金融03	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
金融04	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長
金融05	一時差異等調整引当額についての所要の措置
金融06	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例
金融07	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例
金融08	特定目的会社に係る課税の特例
金融09	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（損害保険会社が、巨大災害発生時においても保険金の支払を円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）について、「目標値については、正味保険料収入の160%としている」と説明されているが、目標達成時期が示されていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数について、「平成24年度17法人」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額について、「法人税の減収額は、平成24年度8,072百万円」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額について、「平成27年度の法人税の減収額は2,912百万円」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「本則2%の場合の平成24年度から26年度までの積立額について、それぞれ35,140百万円、37,722百万円、39,952百万円と想定され、これは実績と比較してそれぞれ33,772百万円、56,317百万円、59,709百万円少ないものとなっている」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、本租税特別措置の経過措置（平成27年度まで無税積立率5%）が適用された積立額の実績と仮に適用されなかった場合（無税積立率2%）の積立額の想定との差額を直接的な効果とする理由が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「本則2%の場合の平成28年度から30年度までの積立額について、それぞれ39,952百万円と想定され、これは5%の場合と比較してそれぞれ59,928百万円少ないものとなっている」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、本租税特別措置の経過措置（平成27年度まで無税積立率5%）が延長された場合と仮に延長されなかった場合（無税積立率2%）の積立額の想定との差額を直接的な効果とする理由が明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

＜点検結果表の別紙＞

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄等の補足説明）
測定指標に係る目標値については、正味保険料収入の160%としている。
- ② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
分析対象期間分の適用数については、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社等を対象としている。
なお、その適用数は、平成24年度17法人、25年度17法人、26年度16法人となっている。
- ④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
分析対象期間分の適用数については、火災保険を引き受けている損害保険会社等を対象としている。
なお、その適用数は平成26年度16法人であるが、現在の保険市場を鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数が大きく変動とすることはないと想定される。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
過去10年での取崩額を考慮すると、取崩超となっていることから増収となっているなど、無税で積み立てた異常危険準備金は、保険金支払いによる取崩しや積立後10年を経過した場合は、益金に算入されることから、長い期間でみると増減収はほぼないため、減収額を「0百万円」としていたもの
なお、本則2%以外の租税特別措置の積立部分（平成24年度は2%、25年度及び26年度は3%）を減収額とした場合、法人税の減収額は、24年度8,072百万円、25年度13,460百万円、26年度14,270百万円、法人住民税の減収額は、24年度1,641百万円、25年度2,736百万円、26年度2,901百万円である。
- ⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
過去10年での取崩額を考慮すると、取崩超となっていることから増収となっているなど、無税で積み立てた異常危険準備金は、保険金支払いによる取崩しや積立後10年を経過した場合は、益金に算入されることから、長い期間でみると増減収はほぼないため、減収額を「0百万円」としていたもの
なお、本則2%以外の租税特別措置の積立部分（3%）を減収額とした場合、平成27年度の法人税の減収額は2,912百万円、28年度から30年度までについても5%が維持された場合、それぞれ14,270百万円。平成27年度の法人住民税の減収額は2,912百万円、28年度から30年度までについても5%が維持された場合、それぞれ2,901百万円である。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
異常危険準備金積立残高については、火災保険を引き受けている損害保険会社等の積立残高を合算して算出している。

租税特別措置の効果については、本則2%の場合の平成24年度から26年度までの積立額について、それぞれ35,140百万円、37,722百万円、39,952百万円と想定され、これは実績と比較してそれぞれ33,772百万円、56,317百万円、59,709百万円少ないものとなっている。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄の補足説明）

平成30年度の異常危険準備金積立残高については、27年度から30年度まで①現行の5%で積立て、②収入保険料を一定、③損害率は直近10年の傾向値、④損害率50%を超える部分を取崩額との仮定を置いて算定している。

租税特別措置の効果については、本則2%の場合の平成28年度から30年度までの積立額について、それぞれ39,952百万円と想定され、これは5%の場合と比較してそれぞれ59,928百万円少ないものとなっている。

⑩ 将来の税収減は認効果（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄の補足説明）

平成28年度の法人税の減税額は、5%が維持された場合14,323百万円、法人住民税の減収額は、2,912百万円であるが、今後も台風などの自然災害の発生により異常危険準備金の取崩しによる益金算入が想定されること、また、異常危険準備金制度は、損害保険会社が不測の大災害に対しても保険金支払責任を全うし、国民経済の安定に寄与していくことから、租税特別措置等の税収減を是認する効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 (国税10)(法人税:義)、(地方税10)(法人住民税:義)
2	要望の内容	異常危険準備金制度について、火災保険等*に係る租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率を現行の100分の5(平成27年度までの経過措置、本則積立率は100分の2)を維持すること及び同7項に定める洗替保証率を現行の100分の30から100分の40に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。 *火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 制度創設 昭和28年度 無税積立率の変遷 昭和28年度:10%、昭和32年度:7%、昭和51年度:5%、昭和53年度:4%、昭和55年度:2%、平成8年度:3%、平成17年度:4%、平成25年度:5%(残高率30%超の場合は2%) 洗替保証率の変遷 昭和28年度:50%(累積限度額)、昭和51年度:35%、平成8年度:34%、平成14年度:32%、平成15年度:30%
6	適用又は延長期間	恒久
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。 損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。 《政策目的の根拠》 保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(保険業法第116条等)
		② 政策体系における政策目的の位置付け Ⅱ-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害保険会社が、巨大災害発生時においても保険金の支払を円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 損害保険会社における異常危険準備金積立残高等
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 損害保険会社の経営の健全性を確保するためには、巨大災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実にを行うことができる必要がある。
8	有効性等	①: 適用数等	16社
		②: 減収額	0百万円(平成28年度)
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24～26年度)</p> <p>平成26年度末の異常危険準備金積立残高(無税分)は、多発する台風や集中豪雨等のほか、平成26年2月に首都圏を襲った雪害により、2,066億円(積立残高率:正味収入保険料の10.3%)となっており、平成24年度(前回要望時)から、705億円増加し、積立残高率が2.6%上昇しているものの、依然として低い水準となっている。</p> <p>経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、31,962億円(正味収入保険料の160%)であり、平成26年度末の残高からすると、いつ発生するか予測ができない巨大災害に備えるため、準備金残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和59年度～平成26年度)</p> <p>過去、無税積立率が2%(昭和55～平成7年度)ないし3%(平成8～16年度)であった時期においては、平成3年度の台風19号襲来時、平成16年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、異常自然災害に対する準備金としての機能を果たしてきた。</p> <p>他方、無税積立率が5%となった平成25年度以降についても、異常危険準備金の積立では着実に進捗し、多発する台風や集中豪雨のほか、平成26年2月の雪害等に際して、異常自然災害に対する準備金としての機能を果たすこととなった。しかしながら、大幅な取崩しを行ったことにより積立残高率は依然として10.3%と低い水準であり、今後の異常自然災害の発生に対応するために、残高を早急に回復させる必要が生じている。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。</p> <p>現行制度の30%については、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23年度の複数の災害への保険金支払いを考慮すれば、30%(業界全体で5,400億円レベル)では十分とは言えない状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～30年度)</p> <p>平成26年度末の積立残高2,066億円(積立残高率10.3%)に対して、平成27年度～30年度に現行の5%で積み立てた場合、平成30年度末の積立残高は、5,834億円(積立残高率29.2%)程度と予測され、経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高31,962億円(正味収入保険料の160%)とは大きく乖離している。</p> <p>今年度も大型の自然災害が頻発し、巨大災害の再発生も予断を許さない状況にあるなか、異常危険準備金の積立が充分に行われない状況が継続す</p>

			ると、損害保険会社の財政基盤が著しく毀損するリスク、ひいては保険契約者に適正な保険金を支払うことができなくなるリスクが高くなる。
			《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和59年度～平成26年度)
			<p>異常危険準備金を積み立てることにより、平成3年度、平成16年度、平成23年度、平成26年度といった巨大災害が発生した年度においても保険金支払を確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税收減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、巨大災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税收減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大災害時における税收減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担	異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し	行政機関名	金融庁
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（国際的二重課税排除を排除すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が税目ごとに予測されていない。
将来の適用数が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「効率的な二重課税調整（外国税額控除制度）が措置されれば、外国税の支払がある納税者による活用が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
 効率的な二重課税調整（外国税額控除制度）が措置されれば、外国税の支払がある納税者による活用が見込まれるといえる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し (国税28)(所得税:外、法人税:義)、 (地方税15)(個人住民税:外、法人住民税:義)	
2	要望の内容	二重課税調整措置を見直し、できる限り効率的・効果的に二重課税を排除できる仕組みを設ける。	
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室	
4	評価実施時期	平成27年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和46年 所得税法176条3項(証券投資信託の信託財産について納付した所得税額の控除)創設 ・平成10年 租税特別措置法第67条の14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成10年 租税特別措置法第67条の15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成12年 租税特別措置法第68条の3の2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設 	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を排除することによって、国内外の投資に係る税の中立性を維持すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成22年7月29日) <ul style="list-style-type: none"> ・海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき ・投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか ・個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき </p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—1.市場インフラ構築のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国際的二重課税排除を排除すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資家数等。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置がなければ、国際的二重課税の状態が生じ、投資意欲が減退すると考えられる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		② 減収額	二重課税措置の方法を見直すものであり、減収額は生じないと考えられる。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:---) 新規要望のため、該当せず
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:---) 新規要望のため、該当せず。
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:---) 本措置がなければ、国際的な二重課税が発生し、投資家による投資意欲が減退すると考えられる。			
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:---) 二重課税措置の方法を見直すものであり、税收減は生じないと考える。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の達成目標の実現に際し、効率的(新たな財政上の措置が不要)な措置であり、要望している措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	行政機関名	金融庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（金融資本市場の利便性向上及び活性化並びに再生可能エネルギー発電設備への投資の促進を図ること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
 将来の適用数が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
 将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 将来の効果・達成目標の実現状況について、「現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人に係る税制優遇措置の拡充 (国税 26) (法人税:義)
2	要望の内容	投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備について、ペイスルー課税対象資産とする期間を10年以内に限る等の時限措置を撤廃(又は緩和)すること。(拡充)
3	担当部局	金融庁総務企画局市場課市場企画室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置を受けられるよう、平成 26 年度税制改正にて措置。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 成長戦略等において掲げられたインフラファンドの組成・上場促進等の取組の積極的な推進、インフラファンド市場等を通じた民間資金の流入促進、再生可能エネルギーの積極的な推進。</p> <p>《政策目的の根拠》 「日本再興戦略改訂 2015(抜粋)」 第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 5-2. 金融資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 金融・資本市場の活性化等 国際金融センターとしての地位を確立・向上していくため(略)金融資本市場の利便性向上と活性化に向けた以下のような取組を積極的に進める(略) 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2015(抜粋)」 第3章「経済・財政一体改革」の取組-「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題 [2] 社会資本整備等 民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する(略)</p> <p>「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(抜粋)」 2 基本的な考え方 インフラファンド等による民間資金の供給が促進されることが期待され(略)インフラ投資市場が活性化することで、民間の資金提供者の目利き力と提案力、リスク管理能力が発揮され、そのことが事業の成立性を高めることにつながる、という好循環が生まれることになる。</p> <p>「日本再興戦略改訂 2014(抜粋)」</p>

		<p>第二 3つのアクションプラン</p> <p>二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する(略)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>II-3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 インフラファンドの組成・上場に当たっての実務上の課題を解消し、一般投資家に新たな投資機会を提供することにより、インフラファンド市場等を通じた民間資金の流入促進を図り、以って金融資本市場の利便性向上及び活性化、並びに再生可能エネルギー発電設備への投資の促進を図ること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 要望に係る租税特別措置等の投資法人への適用実績。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 要望の措置は、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成に当たっての実務上の課題を解消し、税制上の不利益を被ることのないようにすることにより、インフラファンド組成のインセンティブの向上が見込まれ、政策目的の実現に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 投信法政令改正を受け、新設の投資法人を中心に、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人への適用が見込まれる。</p> <p>② 減収額 -</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれ、インフラファンド市場等を通じた民間資金の流入促進が図られることにより、金融資本市場の利便性向上及び活性化、並びに再生可能エネルギー発電設備への投資の一層の促進が期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～平成30年3月) 再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成に当たっての実務上の課題が解消されず、税制上の不利益を被ることとなり、政策目的の実現の妨げとなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年4月～平成30年3月) (分析対象期間においては)税收減は見込まれない。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策目的の実現に向け、要望の措置の有効性が認められることに加え、新たな財政上の措置が不要な措置であることから、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が年度ごとに予測されていない。
将来の適用数について、「指定を受けている再生ファンドの見込投資件数：216件」、「事業再生ファンドにおける債権買取件数の割合：約50%」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
 - ・平成 24 年度及び 26 年度：0 件
 - ・再生支援機関等から聞き取り調査を実施した結果である。
 - ・本措置は、租特透明化法に基づく調査対象となる租税特別措置ではない。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
 - ・本措置は、租特透明化法に基づく調査対象となる租税特別措置ではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長 (国税 22)(法人税:外)、(地方税 17)(法人住民税:外、法人事業税:外)
2	要望の内容	企業再生税制については、中小企業の事業再生を支援する観点から、平成 28 年 3 月末までの間、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド（特定投資事業有限責任組合）により債権放棄が行われた場合についても、特例（評価損の損金算入が可能等）が措置されているところ。 引き続き、中小企業の事業再生を支援する必要があることから、事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置の適用期限を 3 年間延長すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 25 年度:本特例措置を新設。
6	適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 本特例措置は、平成 25 年 3 月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたもの。 中小企業円滑化法の期限終了に際しては、金融庁として、金融機関に対し、引き続き、貸出条件の変更等に努めるとともに、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう指導してきたところ。 一方で、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの無限責任組合員をはじめとした外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。 このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていく必要があることから、本特例措置の延長が必要である。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中小企業再生支援協議会及び地域経済活性化支援機構等による再生計画策定支援件数。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>抜本的な事業再生等が必要な中小企業が、企業再生税制の適用を受けやすくなることにより、事業再生・経営改善が促進され、地域経済の活性化に繋がる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 : 1件 ・なお、平成27年8月までの間に27組合が特定投資事業有限責任組合の指定を受けた。 ・適用見込件数：約110件。 <p>【算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定を受けている再生ファンドの見込み投資件数：216件 ②事業再生ファンドにおける債権買取件数の割合：約50% ①×②≒110 <p>② 減収額</p> <p>—</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成27年8月)</p> <p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成27年8月)</p> <p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年4月～平成31年3月)</p> <p>事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて事業再生に取り組むケースについて、企業再生税制の適用を受けられないことによるため、事業再生ファンドの活動に極めて重大な制約を及ぼし、中小企業の事業再生・経営改善の</p>

			<p>促進を通じた地域経済の活性化を阻害する。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年4月～平成31年3月)</p> <p>本特例措置が無ければ、事業再生ファンドの債権を買い取って事業再生を行うことがそもそもできなくなるため、税込減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、金融機関等が直接債権放棄を行わず、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境を整備するものであり妥当である。</p> <p>—</p> <p>地域金融機関や地方公共団体等が連携して組成された事業再生ファンドの活動のために必要不可欠な措置であるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	一時差異等調整引当額についての所要の措置	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数及び適用額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
過去の適用数及び適用額（平成 24 年度及び 25 年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数（平成 28 年度から 30 年度まで）が年度ごとに予測されていない。
将来の適用数（平成 27 年度）について、「上場不動産投資法人 53 社（平成 27 年 7 月末）」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
将来の適用額が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
過去の減収額（平成 26 年度の法人税）が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成 26 年度）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、「投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっている。J-R E I T市場は市場規模 13.7 兆円、時価総額 9.6 兆円の規模に成長した」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及

び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

適用額については、実態と乖離があるものの政策評価書提出時に入手可能な情報として租特透明化法に基づく情報を記載していたが、当庁において把握しているデータに基づく、平成24年度は2,016億円、25年度は2,572億円、26年度は3,043億円である。

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成24年度）を基に試算した減収額（実績推計）及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成25年度）を基に試算した減収額（実績推計）によれば、平成24年度は382億円の減収額、25年度は471億円の減収額と推計される。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

投資法人に係る課税の特例自体が制度存立の前提になっている。J-R E I T市場は市場規模13.7兆円、時価総額9.6兆円の規模に成長した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	一時差異等調整引当額についての所要の措置 (国税 27)(法人税:義)、(地方税 14)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	「純資産控除項目」に係る一時差異等調整引当額の増減額に相当する額は、判定式の分母での調整の対象外とすること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。 平成 26 年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。 平成 27 年度改正で「税会不一致」問題解消等の手当がされた。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」</p> <p>○ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「投資家がインフラ投資に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。また、ヘルスケアリートについて、関係省庁・業界団体等が連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を加速する。 不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」</p> <p>○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを</p>

		<p>目的とする。</p> <p>○ 平成 27 年度税制改正大綱 「投資法人等の課税については、投資家と運用対象資産とを結びつける導管としての実態が確保される場合には支払配当の損金算入を認めている特例的な制度であり、通常法人との課税の公平性を確保する必要があることを前提として、その運用対象資産の範囲について、こうした制度の趣旨や、投資家に対してインフラファンド市場等を通じて投資を促す政策的意義等を考慮しつつ、諸外国における制度・事例にも留意しながら、引き続き検討する。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>改正が実現した場合において、「純資産控除項目」が生じる法人について、投資法人の課税の特例の適用を受ける件数。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末) 上場不動産投資法人 46 社(平成 26 年 7 月末) 上場不動産投資法人 53 社(平成 27 年 7 月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は約 254,249 百万円(平成 25 年度における租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査結果)。</p> <p>また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。</p> <p>② 減収額</p> <p>-</p>

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:~々~)</p> <p>本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:~々~)</p> <p>本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:~々~)</p> <p>繰延ヘッジ損失等の「純資産控除項目」が生じ、一時差異等調整引当額として利益処分に充当した場合、投資法人の活動の制約が解消されるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度~平成27年度)</p> <p>投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっているため、税収減を生じさせるものではない(仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもそもの課税対象が生じていなかったと考えられる)。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	そもそも税の問題であるため、税による手当てを行う必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例 (国税)(法人税:義)、(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人税法に規定する特定投資信託(資産の流動化に関する法律に規定する投資信託のうち法人課税信託に該当するもの)に係る受託法人のうち、一定の要件を満たすものが支払う利益の分配の額については損金の額に算入することが認められる等の措置。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」 ○ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「投資家がインフラ投資に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。また、ヘルスケアリートについて、関係省庁・業界団体等が連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を加速する。 不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」 ○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券</p>

			等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○ 平成 27 年度税制改正大綱 「投資法人等の課税については、投資家と運用対象資産とを結びつける導管としての実態が確保される場合には支払配当の損金算入を認めている特例的な制度であり、通常法人との課税の公平性を確保する必要があることを前提として、その運用対象資産の範囲について、こうした制度の趣旨や、投資家に対してインフラファンド市場等を通じて投資を促す政策的意義等を考慮しつつ、諸外国における制度・事例にも留意しながら、引き続き検討する。」	
	2	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備	
	3	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。</p> <p>----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定投資信託の受益権の発行額</p> <p>----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資家の投資ニーズに合致した資産流動化スキームの組成が促進され、証券化市場の厚みをもたせることにより、特定投資信託における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。</p>	
8	有効性等	1	適用数等	現在のところ利用実績なし。
		2	減収額	—
		3	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—～—) 現在のところ利用実績はないものの、制度的な多様性を確保することにより、投資家の投資ニーズに合致した資産運用スキームの組成が促進され、投資家の選択肢の拡大が期待される。</p> <p>----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—～—) 現在のところ利用実績はないものの、資産流動化スキームの制度的な多様性が確保されている。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:ー～ー) 現在のところ利用実績はない。なお、今後利用されたとしても税収減は生じないと考えられる。特定投資信託に係る課税の特例がない場合、資産運用スキームの組成が促進されない、すなわち、そもそも税収を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資信託については、信託財産から生じた利益を投資家に分配する場合には、導管的な器(ビークル)に過ぎないものであることから、税制上もこれに適合した課税上の取扱いをすることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		ー
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		ー

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人事業税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例 (国税)(法人税:義)、(地方税)(法人事業税:義、法人住民税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人税法に規定する特定目的信託(資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託)に係る受託法人のうち、一定の要件を満たすものが支払う利益の分配の額については損金の額に算入することが認められる等の措置。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 22 年度および平成 23 年度改正で国内 50%超要集要件等の見直しが行われた。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。 《政策目的の根拠》 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」 ○ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」 ○ 資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第五号)(第1条) この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定目的信託の受益権の発行額
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資家の投資ニーズに合致した資産流動化スキームの組成が促進され、証券化市場の厚みをもたせることにより、特定目的信託における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。
8	有効性等	① 適用数等	現在のところ利用実績なし。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—～—) 現在のところ利用実績はないものの、制度的な多様性を確保することにより、投資家の投資ニーズに合致した資産流動化スキームの組成が促進され、証券化市場の厚みをもたせることにつながる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—～—) 現在のところ利用実績はないものの、資産流動化スキームの制度的な多様性が確保されている。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—～—) 現在のところ利用実績はない。なお、今後利用されたとしても税収減は生じないと考えられる。特定目的信託に係る課税の特例がない場合、資産流動化スキームの組成が促進されない、すなわち、そもそも税収を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特定目的信託は、資産の流動化のために設定され、その信託財産から生じた利益についてこれを不特定多数の投資家に分配するための特殊な主体(導管的な器)であることから、税制上もこれに適合した課税上の取扱いをすることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—

11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的会社に係る課税の特例	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっているため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

① 達成目標

達成目標（不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

② 過去の適用数等

過去の適用額について、「関東財務局に提出された特定目的会社の財務関係書類からの推計によれば、平成24年度6,072億円、平成25年度3,494億円、平成26年度4,080億円である」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。

過去の適用数及び適用額（平成24年度及び25年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

⑤ 過去の減収額

過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
過去の減収額（平成26年度の法人税）が把握されていない。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況

過去の効果・達成目標の実現状況（平成26年度）が把握されていない。

過去の効果・達成目標の実現状況について、「特定目的会社の資産対応証券の発行残高は9.9兆円（平成25年9月末）」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。

⑨ 過去の税収減是認効果

過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。

過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
 特定目的会社に係る課税の特例は制度存立の前提になっているため、適用数については特定目的会社の届出件数を用いている。平成 27 年 3 月末の届出件数は 762 社
 適用額については、関東財務局に提出された特定目的会社の財務関係書類からの推計によれば、平成 24 年度 6,072 億円、25 年度 3,494 億円、26 年度 4,080 億円である。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 24 年度）を基に試算した減収額（実績推計）及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 25 年度）を基に試算した減収額（実績推計）によれば、平成 24 年度は 552 億円の減収額、25 年度は 597 億円の減収額と推計される。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
 特定目的会社制度の存立は租税特別措置が前提となっている。不動産証券化市場において、商品・資金供給の担い手のニーズに応じた投資ビークル（器）の一つとして特定目的会社が活用されており、特定目的会社の資産対応証券の発行残高は 9.9 兆円（平成 25 年 9 月末）である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的会社に係る課税の特例 (国税)(法人税:義)、(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	資産の流動化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社のうち一定の要件を満たすものが支払う利益の配当の額については損金の額に算入することが認められる等の措置。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 22 年度および平成 23 年度改正で国内 50%超要集要件等の見直しが行われた。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。 ----- 《政策目的の根拠》 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」 ○ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」 ○ 資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第百五号)(第 1 条) この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定目的会社の届出件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、特定目的会社における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>特定目的会社の届出件数 902 社(平成 24 年 3 月末) 特定目的会社の届出件数 837 社(平成 25 年 3 月末) 特定目的会社の届出件数 761 社(平成 26 年 3 月末)</p>
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—～—) リーマン・ショック等を乗り越え、不動産証券化市場が成長・活性化している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—～—) — 特定目的会社に係る課税の特例がない場合、特定目的会社を用いた不動産証券化市場が存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—～—) — 税収減は生じないと考えられる。特定目的会社に係る課税の特例がない場合、不動産証券化市場が発展しなかった、つまり、そもそも税収を生じるべきビジネスがなかったと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	税の問題であるため、税による手当てを行う必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	行政機関名	金融庁
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数について、平成 23 年度以降における契約締結生命保険会社等の数 10 社と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
過去の適用額（平成 26 年度）について、「25 年度収入を元にした推計値」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成 23 年度以降における契約締結生命保険会社等の数 10 社と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、「独立行政法人福祉医療機構が平成 27 年に生命保険協会に実施した調査によれば、「本事業については、社会福祉の見地から、生命保険会社が本来保険事業を営む上で必要な費用に使われる付加保険料なしで提供している。本税制がなくなれば加入者（障害を持つ方またはその家族等）から付加保険料を徴収せざるを得なくなる。」とのことだった。本制度の加入者には付加保険料の納付が困難な者も見込まれることから、本税制は本制度の安定的な運営に寄与していると言える」と説明されているが、契約締結生命保険会社等の数に関して、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）

独立行政法人福祉医療機構が平成27年に生命保険協会に実施した調査によれば、「本事業については、社会福祉的見地から、生命保険会社が本来保険事業を営む上で必要な費用に使われる付加保険料なしで提供している。本税制がなくなれば加入者（障害を持つ方またはその家族等）から付加保険料を徴収せざるを得なくなる。」とのことであった。本制度の加入者には付加保険料の納付が困難な者も見込まれることから、本税制は本制度の安定的な運営に寄与していると言える。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例（地方税）（法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	保険業法（平成7年法律第105号）第2条第3項に規定する生命保険会社及び同条第8項に規定する外国生命保険会社等（以下「生命保険会社等」という。）に対する事業税の課税標準の算定に当たり、生命保険会社等が（独）福祉医療機構と締結する心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約に基づく収入保険料について、課税対象となる収入保険料から控除するもの。[地方税法附則 § 9⑨]
3	担当部局	金融庁総務企画局総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設
6	適用期間	当分の間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の扶養者が加入者となり、加入者が地方公共団体に対して掛金を納付し、加入者の死亡及び重度の障害を支給要件として心身障害者に対して給付金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、扶養者が心身障害者の将来に対して抱く不安の軽減を図るものであり、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体において実施されているものである。</p> <p>これについて、（独）福祉医療機構においては、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業（以下「心身障害者扶養保険事業」という）を行うことで、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図っている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1</p> <p>《政策目的の根拠》 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第3条第1項</p>

		け	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること															
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 心身障害者扶養保険事業において、心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を(独)福祉医療機構との間で締結する生命保険会社等(以下「契約締結生命保険会社等」という。)をの数について、現状の水準(10社)を確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 契約締結生命保険会社等の数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 契約締結生命保険会社等を確保することを通じ、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図り、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図る。															
8	有効性等	① 適用数等	<生命保険契約の被保険者数及び保険料収入(総額)の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者数(年度末)</td> <td>54,807</td> <td>52,708</td> <td>50,675</td> <td>48,767</td> </tr> <tr> <td>保険料収入(千円)</td> <td>5,430,910</td> <td>5,224,816</td> <td>4,217,169</td> <td>※4,058,385</td> </tr> </tbody> </table> ※保険料収入は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」参照。 ※平成26年度の保険料収入は、25年度収入を元にした推計値。 ※心身障害者扶養共済制度は、加入者が地方公共団体に対して掛金を納付し、加入者の死亡及び重度の障害を支給要件として心身障害者に対して給付金を支給するものであり、加入者は減少傾向にあるものの、年金支給人員数は年々増加している。		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	被保険者数(年度末)	54,807	52,708	50,675	48,767	保険料収入(千円)	5,430,910	5,224,816	4,217,169	※4,058,385
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度														
被保険者数(年度末)	54,807	52,708	50,675	48,767														
保険料収入(千円)	5,430,910	5,224,816	4,217,169	※4,058,385														
		② 減収額	<減収額の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額(千万円)</td> <td>38,016</td> <td>36,573</td> <td>29,520</td> <td>28,408</td> </tr> </tbody> </table> ※減収額は、保険料収入金額×保険業の標準税率(0.7%)で算出		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	減収額(千万円)	38,016	36,573	29,520	28,408					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度														
減収額(千万円)	38,016	36,573	29,520	28,408														
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 心身障害者扶養共済制度の年金支給人員数は、平成22年度の49,467人から平成26年度には54,150人、年金支給総額は、平成22年度の119.5億円から平成26年度には130.2億円へとそれぞれ増加しており、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与していると評価できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 生命保険契約の被保険者数は、平成23年度の54,807人から平成26年度には48,767人、生命保険契約の保険料収入(総額)は、平成23年度の54.3億円から平成25年度には40.5億円へとそれぞれ減少しているものの、契約締結生命保険会社等の数は、平成23年度以降、10社を維持している状況にあり、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営に寄与しているものと考えられる。															

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 平成26年度において推計で28,408千円の税収減が生じているものの、心身障害者扶養共済制度を安定的に運営し、心身障害者に対する給付金を安定的に支給することを通じ、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与しており、税収減は是認されるものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図り、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図るため、契約締結生命保険会社等を確保する必要があり、これを実現する手段として、適確かつ必要最小限である。 また、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図る観点から、心身障害者扶養共済制度の掛金はある程度低額に抑える必要があり、掛金をもとに保険料が支払われる生命保険契約において、生命保険会社等の負担の軽減を図るため、収入保険料に関する課税標準の特例が有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・国と地方公共団体による公費の投入 国と地方公共団体による公費の投入は、心身障害者に対して給付金を支給する基金の積立金不足を補填するためのものであり、その役割は明確に異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	心身障害者扶養共済制度は、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体において実施されているものである。
10	有識者の見解		「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」(平成19年9月25日) 今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当であり、現在ある積立不足に対応する措置を講ずるだけでなく、新たな積立不足を発生させないための措置を講ずるべきである。
11	評価結果の反映の方向性		収入保険料に関する課税標準の特例を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—